

## 新型コロナウイルス感染症から市民のいのちと暮らしを守る

新型コロナウイルス感染症の影響が広がっています。感染への不安とともに、京都の経済を直撃しています。特に、中小零細企業や小売り・飲食・観光などあらゆる分野に影響は広がり、「売り上げが80%減少」「廃業を考えるしかない」「収入がなくなり、いつまで続くのか」営業と生活の危機に直面しています。学校のいっせい休校についても、不安が広がり、関連する業者の損害も生まれています。これ以上の感染を防止すること、暮らしと営業を支えることは喫緊の課題です。

日本共産党京都市会議員団は、議員団あげて被害の実態調査を行い、京都市に第一次・第二次と緊急の申し入れを行うとともに、国会議員団・京都府会議員団とも連携して、感染拡大防止と暮らし営業を守るために全力をあげて取り組んでいます。

**相談は日本共産党京都市会議員、日本共産党地区委員会にご連絡下さい。**

### Q 感染したかも？ 不安に感じたら

A 感染の不安がある方は、かかりつけ医への電話相談か「帰国者・接触者相談センター」に電話してください。そこから検査が必要かどうかの流れが始まります(右の表)。政府は、「37.5度以上が4日以上続いたら」など高いハードルを設けていますが熱や倦怠感・息苦しさなど不安な状況があれば相談の電話を。

「帰国者・接触者相談センター」の電話 (075) 222-3421 (24時間対応)

### Q 費用負担は？

A 「PCR検査」を行い、検査結果が出るまでの医療費・検査料は公費負担。検査結果が陰性でも公費。陽性の場合の治療費も公費。

\*無保険・資格証明書をお持ちの方も、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、「保険証」の発行を相談してください。

**党議員団**は、検査が必要とされた方が、スムーズに検査できるよう、検査体制の強化を求めています。また、資格証明書の方・無保険の方も心配なく医療機関を受診できるように、こうした方全員に保険証を発行するよう強く求めています。

### Q 税金や国保料の支払いが大変、減免や支払いの猶予を。公共料金の支払いの猶予も。

A 国は、3月18日の対策本部会議で(1)国税・社会保険料の納付の猶予、延滞税・延滞金の免除軽減措置を講ずること。(2)地方税についても徴収の猶予など、迅速かつ柔軟に対応するよう地方公共団体に要請することを確認。こうした納付の猶予制度を積極的に周知するよう求めています。**党議員団**は、京都市に対し、国の方向を生かし、制度を市民に積極的に知らせ、納付の猶予や減免などの要望に応えるように強く求めています。

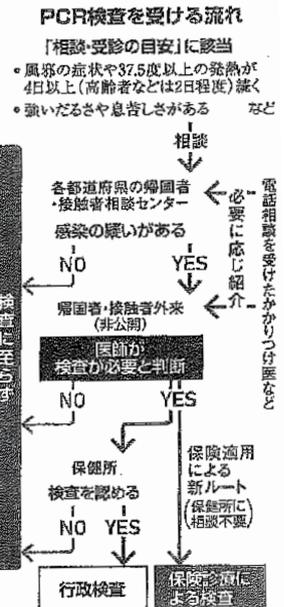
→市税事務所や区役所に相談してください。

### Q 休校に伴う休業補償は？ 小学校休業等対応助成金はどうすればもらえるの

A 2020年2月27日から3月31日までの間に臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合。申請期間は、2020年3月18日～6月30日。

- 労働者を雇用する事業主** 有給(賃金全額支給)の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金(日当たり上限8330円)。事業主にしっかり要請しましょう。
- 委託を受けて個人で仕事をしている方** 契約した仕事ができなくなった個人で仕事する保護者への支援金。就業できなかった日について1日当たり4100円(定額)。

連絡先・・学校等休業助成金・支援金等相談センター (0120-60-3999 9時～21時)



**党議員団**は、支援額の引き上げ、非正規労働者や業務委託のない個人で仕事をしている人達が対象から漏れないよう強く求めています。

**Q** 個人向けの緊急小口資金等の特別貸付(生活福祉資金などの貸し付け)

**A** 経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方への緊急貸し付け。

- 緊急小口資金（学校休業、個人事業主上限 20 万円以内、その他 10 万円以内、償還期間 2 年、無利子。）  
個人事業者についても、学校休業にかかわらず、当座の生活費に切迫している場合上限 20 万の貸し付け
- 生活支援費（収入の減少や失業の場合、2 人以上月 20 万円以内、単身月 15 万円、償還期間 10 年、無利子）  
申込み先は→地域の社会福祉協議会へ

**Q** 「収入が大きく減った」「廃業も考えている」「緊急に資金が必要」

**A** 現在活用できる中小企業支援制度

○無利子・無担保の融資制度の活用を

対象は、最近 1 か月の売り上げが、前年または前々年の同期と比較し 5%以上減少した事業者。資金の使い道は、運転資金、設備資金。貸付期間は、設備 20 年以内、運転 15 年以内。限度額は 3 億円。

→連絡先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505



○新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した中小企業等への資金繰り支援について

国において融資額 100%を保証する「危機関連保証」が発動され、対象になる方についてはセーフティネット保証枠（2 億 8 千万円）に加え、新たに 2 億 8 千万円保証枠が付与されることに。これにより「あんしん借換資金 危機関連枠」が利用できることに。安心借り換え資金などの融資制度が利用できます。

相談は京都府商工団体連合会へ（075-353-3551）

○中小業者、観光業者、農林水産業者の皆さんへの緊急補助金

・京都府：中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金

影響拡大を防ぐ取り組みへの補助金：補助の上限 小規模事業者・農林水産業者→2/3（上限 20 万円）、中小業者：1/2（上限 30 万円）

・京都市：観光業者に対する緊急助成制度 補助率 3/4 助成額 30 万円

○新型コロナウイルス対策感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成。助成率 2/3（中小企業）、支給限度日数 1 年で 100 日（3 年で 150 日）

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置** 休業等計画届けの事後提出が令和 2 年 5 月 31 日まで可能。売上高等 10%減の確認対象期間を 3 ヶ月から 1 ヶ月にするなど条件の緩和措置が。

**特例の追加措置**

新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 ヶ月未満の労働者についても助成の対象に。また、過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業者（前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても）も助成の対象に。

→京都労働局特別労働相談窓口 労働者：075-241-3212 事業者：075-241-3269

**党議員団**は、中小企業や小売業など危機的な状況に対して、国に消費税の大幅減税や家賃や光熱費、リース代など固定費への直接補助を行うことなど抜本的な支援を求めています。また、京都市に対し、新型コロナウイルス対策のための予算の抜本的な組み替えを求めています。

**日本共産党京都市会議員団**

電話：075-222-3728 FAX:075-211-2130

<http://cpgkyoto.jp>

E-mail [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)